

奈良県訓令第八号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第一号中「及びセンター」を「センター及び所」に改める。

第四条第二項中「総務部次長で法務文書を担当するもの」を「法務文書を担当する総務部理事又は総務部次長」に改め、同条第三項中「処理する」の下に「ほか、次に掲げる事務を行う」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 行政文書の管理に関する必要な改善措置の実施
- 二 行政文書の管理に関する研修の実施
- 三 第四十三条に規定する保存文書の電算管理を行うための電子計算組織の管理
- 四 その他行政文書の管理に関する事務の総括

第四条の二第四項中「前条第四項」を「前条第三項各号に掲げる事務並びに同条第四項」に改める。

第四条の三第三項中「ための」の下に「点検、」を加え、同条第四項中「又は室長補佐」を「、室長補佐又は所長補佐」に改める。

第三十六条中「第六条」を「第七条」に改める。

第四十一条中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第四十二条の三第一項中「第十条」を「第十一条」に改める。

別表の本庁における記号の表総務部の項中 統計課 を 統計分析課

に改め、同表地域振興部の項中 国際芸術家村整備推進室 統計課 を

なら歴史芸術文化村整備推進室 統計課 に、
地域政策課
エネルギー政策課
文化振興課

政 政
政 政
振 振

を

エネルギー・土地水資源調整課
文化振興課
文化財保存課
文化財保存事務所

水 土
振 振
保 保
事 事

に改め、同表農林部

の項中

マーケティング課

を

を

マーケティング課

中央卸売市場再整備推進室

を

に改める。